

# 三五グリーン調達ガイドライン



**2026年4月1日 [改定8版]**

株式会社 三五

# 目次

	ページ
<b>I.はじめに</b>	1
<b>II.グローバル三五環境基本方針</b>	2
<b>III.仕入先様への依頼事項</b>	
依頼事項一覧	3
1.環境マネジメントシステムの構築	4
1-1.環境マネジメント体制の構築	4
1-2.製品ライフサイクル全体での環境マネジメント推進	5
2.温室効果ガス(GHG)の削減	6
2-1.製品ライフサイクルにおけるGHG排出量の削減	6
3.水環境の適切な管理	7
4.資源循環の推進	7
5.化学物質の管理	8
5-1.環境負荷物質の管理	8~10
6.自然共生社会の構築	10
7.製品の設計・開発段階の管理	10
<b>IV.用語集</b>	11~12
<b>V.問い合わせ先</b>	12
<b>VI.改定履歴</b>	13~14

## I .はじめに

三五は環境にやさしい部品・資材等の調達を積極的に推進し、仕入先様と連携した環境保全の向上を図ってまいりました。しかし地球環境は、温暖化による海面上昇や異常気象、資源の大量消費による資源枯渇や廃棄物処理、人類が行う開発によって引き起される自然破壊などにより年々深刻化しております。そのような中、企業にはより一層環境に寄り添った企業活動が求められております。

その中で、三五グループでは2017年より環境の長期ビジョンとして「三五環境チャレンジ2050」を策定し、2050年の地球環境を見据えて経済成長と地球環境保全の両立を図り、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいます。今回、「三五環境チャレンジ2050」の内容を織り込み「三五グリーン調達ガイドライン」改定版を発行いたしました。

「グリーン調達」とは、環境への負荷低減に継続的に取り組まれている仕入先様から環境負荷の少ない部品、材料、副資材、機械設備、物流サービスを調達することです。このように、グリーン調達を通じて環境負荷の低減が仕入先様に連鎖的に広がることで持続的発展が可能な社会の実現に繋がり、企業の社会的責任を果たすものと弊社は考えております。

私たちは環境と調和を図りながら、社会と共に持続的な成長を目指して事業を進めてまいります。仕入先様におかれましては弊社の趣旨をご理解いただいた上でご協力をお願いします。

株式会社 三五

調達領域長 坂根哲史

## II. グローバル三五環境基本方針

### <三五基本理念（パーパス）>

持続可能な社会の実現のため、「環境の三五」「人を大切にする企業グループ」を目指します。

- ・チャレンジ精神と行動力、伝統を継承した、世界で活躍する「ひとづくり」
- ・技術を革新し、独創的な製品をつくり出す世界最高の「ものづくり」
- ・地域社会と一体となった、個人と地球が調和する「環境づくり」



### <基本方針>

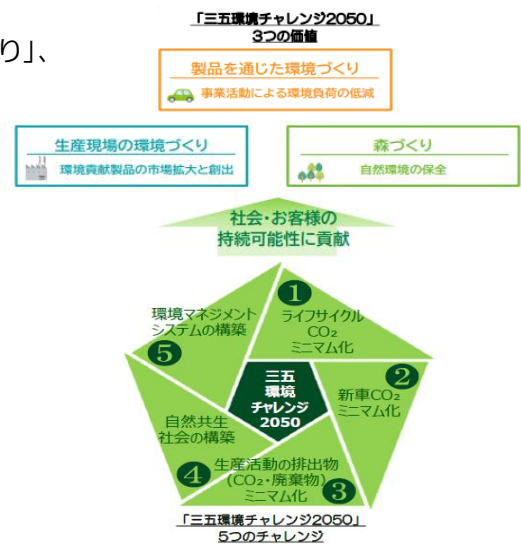
#### 1. 三五グループは基本理念の下、

「製品を通じた環境づくり」、「生産現場の環境づくり」、「森づくり」を通じて経済成長と地球環境保全の両立を図り、持続可能な社会の実現を目指します。

#### 2. 法令・協定等の順守はもとより、自主基準を定め実行します。またステークホルダーの要求等についても公正・誠実に対応します。

#### 3. 適時適切に環境情報を提供し、ステークホルダーの安心・安全を支えます。

#### 4. 社員一人ひとりの環境意識を高めるため、教育・啓発を行い、環境保全活動に貢献できる人材を継続的に育成します。



### <行動指針>

- チャレンジ① 私たちは、開発、設計、調達、物流、生産、販売、使用、廃棄に至るライフサイクルの全過程において、環境に配慮した事業活動に努めます。
- チャレンジ② 私たちは、お客様の環境価値に貢献する、高付加価値な製品・技術の開発に努めます。
- チャレンジ③ 私たちは、つくり方の改革を通じ、省エネ・省資源、温室効果ガス・廃棄物・化学物質の排出削減など環境負荷を低減するものづくりに努めます。
- チャレンジ④ 私たちは、人と自然が共生する社会の実現に向けて、生物多様性の保全、自然環境の保護活動に努めます。
- チャレンジ⑤ 私たちは、グローバルで環境マネジメントシステムを構築し、環境リスクを管理し、経営戦略と連動させて汚染の予防と継続的な改善に努めます。

### Ⅲ.仕入先様への依頼事項/依頼事項一覧

「三五環境チャレンジ2050」を実現するためには、仕入先様のご協力が不可欠です。仕入先様への依頼事項を一覧表にまとめましたので、必要書類/データのご提出をお願いします。

ページ	項目	対象仕入先様	提出書類/データ	提出時期	担当部署
-	グリーン調達ガイドラインの取り組み状況確認	全て	「三五グリーン調達ガイドライン依頼事項」に関するチェックシート(別途配布)	弊社要請時 (1回/年)	環境・認証室
6	2.温室効果ガス(GHG)の削減 2-1.(2)仕入先様の拠点におけるGHG排出量の削減	(個別連絡)	仕入先様の拠点におけるエネルギー実績データ	弊社要請時 (4回/年)	調達部
6	2.温室効果ガス(GHG)の削減 2-1.(3)物流におけるGHG排出量の削減	(個別連絡)	物流におけるGHG排出量の実績データ		
8	5.化学物質の管理 5-1.(1)原材料・副資材の化学物質管理	(個別連絡)	SDS、エビデンス、PFOS/アスベスト非含有証明書など弊社が依頼した書類	弊社の新規採用計画時	調達部
			使用禁止物質と要申告物質の含有有無調査結果		
			SDS	購入継続時	環境・認証室
9	5.化学物質の管理 5-1.(2)製品化学物質データ調査(環境負荷物質情報の管理)	(個別連絡)	IMDSデータ(JAPIAシート、「材料成分調査シート」)	弊社要請時	環境・認証室
10	5.化学物質の管理 5-1.(4)法規制に関する調査対応について		「三五標準SHB2000環境負荷物質の管理方法」適合確認調査結果		
			REACH SVHC含有調査結果	弊社要請時	
			その他環境法規制に対する含有調査結果		

# 1.環境マネジメントシステムの構築

## 1-1.環境マネジメント体制の構築

弊社は、環境保全活動を組織的に管理し、継続的改善に取り組んでいます。

仕入先様においても環境保全活動を推進し継続的な改善が実現できる環境マネジメント体制の構築、またはそれに準ずる以下のような活動をお願いします。

〈環境マネジメント体制の構築に関する仕入先様へのお願い〉

環境マネジメントの確実な推進のために「ISO14001<sup>\*1</sup>」などの環境マネジメントシステム外部認証の取得・継続更新をお願いします。

※認証取得しない場合は、事業活動を行う上で必要な環境活動、環境法令順守等、確実に実施するための体制整備、その先の仕入先様へ必要に応じた展開、掲示をお願いします。

〈環境に関する仕入先様へのお願い〉

環境保全のため、弊社の環境マネジメントシステムに基づく下記ご対応をお願いします。

- ・アイドリングストップ、エコドライブを心掛け、工場内では徐行をお願いします  
また車両から離れる場合は、エンジンの停止及び車止めを実施ください
- ・輸送車両から油・薬品漏れなどのトラブルが発生しております。入出庫時の油・薬品漏れ点検を徹底いただき、事故の未然防止をお願いします
- ・パレット同士の接触などによる騒音を極力発生させないようお願いします  
(モノの回収時、リフトでの積み下ろし時 等)
- ・工場内での作業時に異常・緊急事態を発見した(発生させてしまった)場合は、弊社担当者または守衛へ速やかに連絡し、指示に従ってください
- ・持ち込んだゴミはお持ち帰りください。弊社内の自販機で購入した製品空容器は分別区分に従って資源回収箱にお入れください



## 2. 温室効果ガス(GHG)の削減

弊社では気候変動への取り組みとして、カーボンニュートラル<sup>\*3</sup>を見据えた中期目標(2030年度に2013年度比50%削減)を策定し、達成に向けてGHG(主にCO<sub>2</sub>)排出量の評価、削減に取り組んでいます。

仕入先様においても、製品のライフサイクルでの評価や拠点における目標設定など、積極的なGHG排出量削減の取り組みをお願いします。

### 2-1. 製品ライフサイクルにおけるGHG排出量の削減

ライフサイクル全体を考慮いただき、GHG排出量の削減と、日常の業務等において弊社への積極的な提案をお願いします。また、GHG排出量削減の活動事例は、仕入先連絡会で横展をお願いします。

#### (1) 購入資材におけるGHG排出量の削減

下記などの取り組みを可能な範囲で実施いただき、仕入先様の購入資材(最上流から製造まで)のGHG排出量の削減をお願いします。

- ・部品の軽量化などによる原材料の使用量削減
- ・製造時のGHG排出量の少ない原材料の活用促進
- ・再生材の活用促進

#### (2) 仕入先様の拠点におけるGHG排出量の削減

仕入先様の生産における、GHG排出量の実績管理と削減をお願いします。弊社より、仕入先様の拠点におけるエネルギー実績を確認させていただきます。対象の仕入先様には個別に依頼いたしますのでデータのご提出をお願いします。

#### (3) 物流におけるGHG排出量の削減

仕入先様の納入物流、及び弊社からの委託物流のGHG排出量の実績管理と削減をお願いします。弊社より、物流におけるGHG排出量の実績を確認させていただきます。対象の仕入先様には個別に依頼いたしますのでデータのご提出をお願いします。

#### (4)フロン<sup>\*4</sup>排出量の削減

仕入先様の拠点や納入製品においてフロン類を使用している仕入先様は、低GWP<sup>\*5</sup>フロン及びノンフロンへの転換などの対応にご協力をお願いします。

#### (5)納入設備、治具におけるGHG排出量の削減

弊社に納入いただく生産設備、治具に関してGHG排出量削減(エネルギー効率の向上)に寄与する設計及び提案をお願いします。

### 3.水環境の適切な管理

中長期的には「水資源枯渇」が重要な課題になりつつあります。弊社では水資源の適切な管理を推進しています。仕入先様におかれましても、水資源の適切な管理をお願いします。

仕入先様の拠点(工場、研究所、事務所、営業所、物流施設など)における下記などの取り組みの実施をお願いします。

- ・水使用量削減
- ・雨水の利用
- ・工場等での水の循環利用
- ・排水の水質向上
- ・取水源の保全

### 4.資源循環の推進

弊社では資源循環社会をめざし、排出物の有効活用を推進するとともに、廃棄物低減に取り組んでいます。製品における枯渇性資源<sup>\*6</sup>の使用量削減や、製品使用後の廃棄時における適正処理・リサイクルを考慮するなど、日常の業務等において弊社への積極的な提案をお願いします。また、仕入先様の拠点における廃棄物の削減やリサイクル、物流における梱包・包装資材の削減もあわせてご協力をお願いします。

#### (1)仕入先様の拠点における廃棄物の削減とリサイクルの推進

仕入先様の拠点(工場、研究所、事務所、営業所、物流施設など)における廃棄物についても、削減とリサイクルの推進をお願いします。

#### (2)物流における梱包・包装資材の使用量削減

物流における梱包・包装資材についても使用量削減をお願いします。

## 5.化学物質の管理

弊社は、欧州ELV<sup>\*7</sup>、欧州REACH<sup>\*8</sup>、日本化審法<sup>\*9</sup>など、国内外における法規制に先行し化学物質の管理(廃止、削減等)およびリサイクル率の向上への取り組みを推進しています。化学物質の規制では、企業は製品中の化学物質の含有情報収集とサプライチェーン<sup>\*10</sup>の管理が求められているため仕入先様には、「弊社に納入していただく部品・材料(資材・副資材を含む)」に対し有害物質を含まない製品の納入をお願いします。

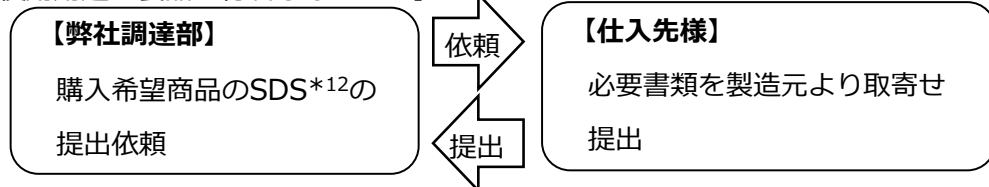
### 5-1.環境負荷物質の管理

#### (1)原材料・副資材<sup>\*11</sup>の化学物質管理

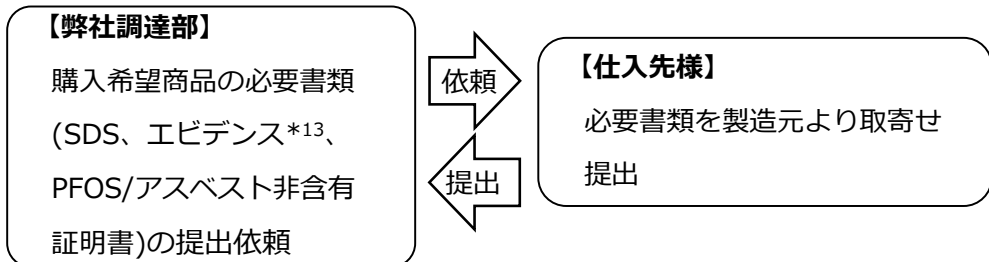
##### ①新規採用時

原材料・副資材の新規採用計画時、仕入先様に必要書類の取寄せと、含有調査を実施していただきます。使用用途により取寄せる書類とご確認いただく化学物質リストが異なりますので、弊社担当部署の指示に従い調査結果のご提出をお願いします。

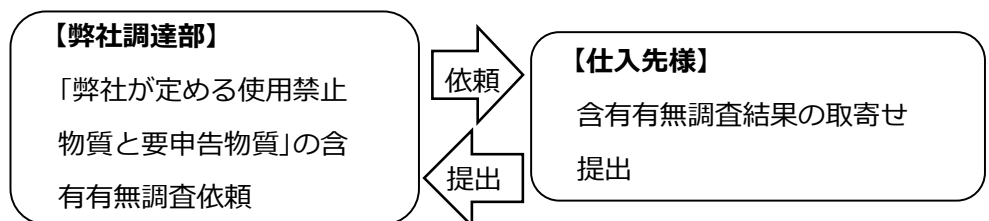
##### 【使用用途1:製品に付着しないもの】



##### 【使用用途2:製品に付着するもの】



##### 【使用用途1と2両方】



上記の「弊社が定める使用禁止物質と要申告物質」は

使用用途1の場合は「三五 一般化学物質適用除外・禁止物質一覧表」<sup>\*14</sup>

使用用途2の場合は「三五標準 SHB2000環境負荷物質の管理方法」<sup>\*15</sup>を参照

##### ②購入継続時

SDSは最新状態を保つために、法改正などにより記載内容が異なった場合は速やかに最新版のご提出をお願いします。

## (2)製品化学物質データ調査(環境負荷物質情報の管理)

弊社では環境負荷物質の低減、およびリサイクル率の向上を目的として、部品等の材料データ(IMDS<sup>\*16</sup>)を活用しております。弊社担当部署より、IMDSへの入力要請がありましたら、「三五標準 SHB2000 環境負荷物質の管理方法」に適合していることをご確認の上、部品等の材料データをIMDS経由でご提出をお願いします。

IMDSへの入力にあたっては、IMDSのルール(レコメンデーション001~023)に従って入力をお願いします。上記のルール、およびマニュアルはIMDSの公式ホームページで最新版をご確認いただけます。

・IMDSの公式ホームページ

<https://public.mdsystem.com/ja/web/imds-public-pages/home>

・IMDSのルール(レコメンデーション001~023)

閲覧するには、IMDSシステムに登録(企業登録)する必要があります。

上記IMDSの公式ホームページから、「初めてご利用頂く方へ」⇒「企業登録」と進み「オンライン登録」をクリックし、必要事項を入力して申し込みをしてください。ユーザーIDとパスワードを取得した後、次のURLからログインしてください。

<https://www.mdsystem.com/imsnt/faces/login>

※上記ルールを弊社にて簡易的にした「IMDS操作方法.pdf」を準備しておりますので、そちらもご確認の上、ご対応をお願いします。

必要な場合は、配付させていただきますので、環境・認証室までご連絡ください。

### 〈IMDS対応が困難な場合〉

IMDSの対応が困難な仕入先様につきましては要相談とさせていただきますが、JAPIAシート<sup>\*17</sup>での提出もしくは、弊社から送付する「材料成分調査シート」<sup>\*18</sup>に最終製品となる90%以上の成分データをご記入いただきご提出をお願いします。

## (3)その他のお願い

- ①IMDSにて登録した内容に変更が生じた場合(設変・工変など)IMDS登録内容を最新版に更新をお願いします。
- ②弊社から個別にIMDSに必要な情報(品番、重量、材質など)の提供をお願いした際は、ご対応をお願いします。
- ③製品化学物質データ調査結果にてご報告いただいた内容と異なることがないよう、仕入先様が購入される部品、原材料の管理や、製造工程での混入防止を実施ください。

#### (4)法規制に関する調査対応について

- ①1回/年「三五標準 SHB2000 環境負荷物質の管理方法」適合確認調査を実施させていただきます。改定後の物質を含有している場合、また化学成分に変更が生じた際は調査結果のご提出をお願いします。
- ②REACH SVHC<sup>\*19</sup>に対象物質が追加された場合、含有調査を実施させていただきますので調査結果のご提出をお願いします。
- ③その他の環境法規制に対する含有調査も、必要に応じてご依頼させていただきますので調査結果のご提出をお願いします。

## 6.自然共生社会の構築

弊社では自然への配慮は企業活動の存続の前提であるとの認識に基づき、自然保護や生物多様性<sup>\*20</sup>保全の重要性を理解し、自然共生社会の構築に取り組んでいます。仕入先様におかれましても、生物多様性に対して最大限ご配慮いただき、自然共生社会の構築に向けた取り組みをお願いします。

#### (1)仕入先様の拠点における生物多様性の配慮

生物多様性に関する環境方針の策定など、自然への影響の可能な限りの最小化をお願いします。また、自然の保全に取り組む地域、団体などとの協働・連携も含め、自然環境をより良くする活動も可能な範囲で実施をお願いします。

#### (2)取り組み推進による自然との共生

前述した「1. 環境マネジメントシステムの構築」、「2. 温室効果ガス(GHG)の削減」、「3. 水資源の適切な管理」、「4. 資源循環の推進」、「5. 化学物質の管理」の取り組みを推進することで、間接的に自然共生社会の構築につながります。

従って1.~5.の取り組みについても自然共生社会の構築を念頭に取り組みをお願いします。

## 7.製品の設計・開発段階の管理

本ガイドライン1.~6.には納入製品の設計・開発段階でのGHG排出量の削減などの依頼については記載しておりませんが、一部製品の設計・開発をお願いさせていただいております仕入先様におかれましては、個別に依頼させていただく内容に対してご対応をお願いします。

## IV.用語集

No.	用語	用語の解説
1	ISO14001	環境マネジメントシステムに関する国際規格
2	温室効果ガス (GHG)	Greenhouse Gasの略称。地球温暖化をもたらす原因物質のこと。温室効果ガスに最も大量に含まれるのは二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )。その他にメタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロ、カーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素などの代替フロンが含まれる。地上から出る熱を宇宙空間に放出することなく、熱を吸収して大気中に留める働きを持つ
3	カーボン ニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて合計を実質的にゼロにすること
4	フロン	オゾン層の破壊や、地球温暖化を引き起こす化学物質の総称
5	低GWP	温暖化の影響の強さを示す地球温暖化係数(Global Warming Potential)が小さいフロン
6	枯渇性資源	自然のプロセスにより、人間などの消費速度以上には補給されない天然資源のこと。再生不能資源、非再生資源とも言う
7	欧州ELV	End of Life Vehicleの略称。2000年に発効した「ELV(使用済み自動車)のリサイクル指令(2000/53/EC)」。使用済み自動車による環境負荷削減のために、製品中化学物質の使用制限と高いリサイクル率を確保するための回収ネットワークの構築などを定めている。製品含有化学物質については、信頼性の観点で代替品がない用途には適用除外の項目もある
8	欧州REACH	2007年に発効した「化学品の登録、評価、認可および制限に関する規則<(EC)No1907/2006>」
9	日本化審法	1974年に施行した「化学物質の審査および製造などの規制に関する法律」新たな工業用化学物質(新規化学物質)について事前審査を行い、化学物質の有害性に応じて輸入や製造について規制している。化学物質の蓄積性や分解性、毒性を審査・規制し、生物への被害を防止することが目的
10	サプライ チェーン	製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、搬送、販売、消費者までの全体の一連の流れを指す
11	副資材	アブラ、塗料、接着剤等、完成車の一部になる製品や工場設備等の一部になる製品
12	SDS	Safety Data Sheet(安全データシート)の略称。化学物質や化学物質が含まれる原材料などを安全に取り扱うために必要な情報を記載したもの

No.	用語	用語の解説
13	エビデンス	鉛・水銀・六価クロム・臭素の分析データ(非含有を証明するデータ)
14	三五 一般化学物質適用除外・禁止物質一覧表	弊社が原材料、副資材の新規採用計画時、弊社調達部より購入予定の仕入先様へ配付する一般化学物質(製品に付着しないもの)における適用除外/禁止物質一覧表のこと
15	三五標準 SHB2000 環境負荷物質の管理方法	弊社が製造する全ての部品、材料(資材・副資材を含む)における使用禁止物質や使用制限物質及び物質データ管理の運用方法について明記した技術標準書。弊社調達部へ申請していただき、権限を付与されると閲覧することができる
16	IMDS	International Material Data Systemの略称。製品の材料と含有物質のデータを標準化されたフォーマット。プロセスで入力するグローバルな自動車業界標準の材料データ収集システム
17	JAPIAシート	製品含有化学物質規制への対応のため、製品中に含有される化学物質調査に利用する目的で一般社団法人日本自動車部品工業会が主体的に規格・開発した帳票
18	材料成分調査シート	IMDSやJAPIAシートが提出できない場合に弊社より送付する帳票のこと。製品に含有している化学物質名・含有量等を記入する必要がある
19	REACH SVHC	Substances of Very High Concernの略称。REACH規制の付属書XIVに収載される認可対象物質の候補になる物質
20	生物多様性	動物、植物、そして菌類などの微生物まですべての生物の間に違いがありバランスを保っている状態のこと
21	CBAM(炭素国境調整措置)	EU域外から特定の製品をEU域内に輸入する際に、輸入者に、輸入製品に含まれるGHG排出量に応じた価格の負担を求めることで、EU域内外の製造業者の間に公平な価格競争条件を作り出す炭素価格システム

## V. 問い合わせ先

本ガイドラインに関する問い合わせは

担当部署:環境・認証室 TEL:0561-34-8446 にお願ひします

## VI.改定履歴

改定年月日	版数	ページ	改定内容	改定理由
2018年4月	-	全頁	初版発行	-
2023年4月6日	1	全頁	・「三五環境チャレンジ2050」の内容を記載 ・仕入先様より回答をいただきたい内容の明確化 ・化学物質の管理について改定	・社会の動向を踏まえ「三五環境チャレンジ2050」の内容を共有するため ・依頼事項を明確にするため
2023年9月5日	2	4,10,11	・適合確認調査の対象リストを三五標準へ変更 ・名称の統一	・現状に合わせて見直し実施
		9,13	・使用用途1の一覧表の名称変更、使用用途2を三五標準へ変更、用語集も合わせて見直し実施	
2024年3月1日	3	2	・改定2版の2ページ「改定内容の概要」を削除	・巻末に改定履歴があるため
		3,8	・原材料・副資材の新規採用計画時の弊社担当部署変更	・社内規定改定に合わせて使用部署から調達部へ見直し実施
		9	・弊社のIMDS操作マニュアルについて追記	・仕入先様へ展開済のIMDS操作マニュアルについて三五グリーン調達ガイドラインへ反映
2024年4月15日	4	1	・調達部 執行役員名変更	・組織変更に伴う改定
2024年9月12日	5	4	・環境に関する仕入先様へのお願いを追記	・環境保全に関する協力をお願いしたい為
2025年4月17日	6	2	【グローバル三五環境基本方針の改定】 ・三五基本理念(パーパス)変更 ・「三五環境チャレンジ2050」3つの価値の追加	・グローバル三五環境基本方針の改定に伴う変更

改定年月日	版数	ページ	改定内容	改定理由
2026/3/13	7	3	・ GHGの削減に関する データ提出時期を追記	・現状に合わせて見直し実施
		5	・ CBAM対応のための データ提出依頼を追記	
		7	・ 誤記訂正	
		8	・ 化学物質管理対象の 明確化	
2026/4/1	8	1	・ <u>執行役員→調達領域長へ 変更</u>	・ <u>組織変更に伴う改定</u>